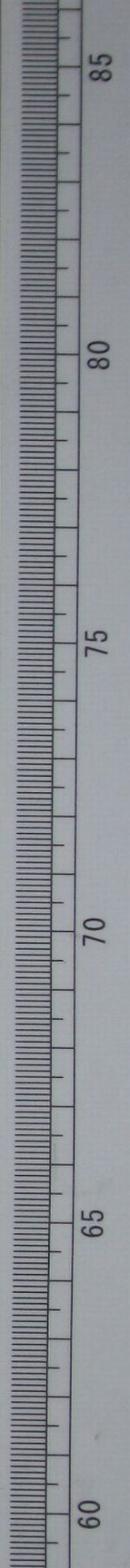


中外新聞 第二至六號

西垣文庫  
文庫 10  
7327  
1



准官

明治二年己巳



中外新聞

第一

一



特 文庫10  
7327

西頭文庫

中外新聞第一號

明治二年己巳三月七日東京出版

二月下旬は觸書の寫

世上新聞紙出板は許しに相成ひ間市中の人民に至るまで  
遍く知覺いとし存寄有之者と學校へ願出は格可致し事

二月

右の通は布告相成ひに付則ち願書差出しに處早速

官許に相成ひ間今月より追々出板いとしに事

右に付開成學校にて申渡しに相成ひ規則書左の如し

○新聞紙印行條例

第一號

- 一各箇の新聞紙を宜しく各箇の表題ある可
- 一表題を以て開板免許の上を毎號檢印を受くるを要せず  
只出板即日二部を 官に納む可
- 一各號毎に出版の處年月日編輯人若くは出版者の姓名及び各號の號數を載す可
- 一凡記載する事件に付て吟味すべき事ある時を編輯人其  
辨解をふす可
- 一若し辨解無きものを罰金を出さしむ
- 一一切天變地異物價高法政法  
政法を妄に批評を加ふるを許さず
- 軍事

其説錯誤して改めざる者と責有り

- 火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飲食諸種の 官報洋書の譯  
文海外の雜話およそ事の世に害無き者を皆記載す可
- 一贈答の書牘或は各人作る所の文若くは雜説等其姓名を  
注す可

只歌詩の内作者詳ふらざる者と此例に非ず

- 一新聞紙中人の罪を誣告する事嚴禁あり
- 一妄りな教法を説く事を許さず

此度

官許を得て此中外新聞を刊行するに付て四方の君子に告  
ぐおよそ海内海外の新報前條の規則に障る事無き者を希  
く之を寄贈し玉へ又新著書籍の目錄或も其他引札の如  
きを求めよ應じて補刻すべけれど彫刻の費銀を添へて草  
稿を寄せ玉ふべし若し新報異聞の記載すべき者稀ある時  
を洋書中よ就て學藝技巧すべて士民の益とふる可き事件  
を譯出して紙數を満しむべし出處慥ならずる書翰或も  
無名の建白書等を條例よ從て敢て之を載せず

己巳三月

編輯社長 柳河 春三

製本書肆 上州屋惣七 謹識

今上皇帝陛下當三月七日西京 御發輦伊勢

宗廟 御參拜の上東京よ 御再幸あらせらるべき旨被

仰出たり然れども東京の繁昌日を期して待つ可し下民の喜  
び何事う是よりんや

去月

女御出入 内立

皇后の 御大禮濟ませられし由に布告あり

○英國ロンドン新聞の抄譯

唐國政府よて去年亞墨利加人ボルリンハム并よチカンソ  
ンチヤクと名くる唐人二名を特派全權公使として亞墨利

加并<sup>エウロパ</sup>歐羅巴諸國へ送れり此ボルリンハムを亞國人亦れ  
 ども大統領を敢て是等の事は關係せず大國使節の禮を以  
 て丁寧は接遇しとり扱それより英吉利<sup>イギリス</sup>は趣き井ンドソル  
 クストルといふ地よて英國女主人謁し其後佛蘭西<sup>フランス</sup>は趣き  
 一は佛國ナポレオン帝を之を空ルセイルといふ地の別殿  
 へ招待しとりと云ふ是より再び英は趣き國事を談判し條  
 約の濟みたる國々を悉く巡歴する由あり唐國より西洋へ  
 往來せし事を度くあれども改めて使節を送りしを此度を  
 始めとす扱其談判の内重立ちたる箇條を唐國人を素より  
 外國の事情は通曉せずして兎角交際上は於て彼是齟齬す

る事少うらず是は因て先年度く外國との戦争を起し和議  
 の日よ至りて償金を出し條約を改めふどせし事既よ屢こ  
 れあり

清英交際始末 一冊 慶應義塾近刻 阿片亂以來兩三

度の戦ひ并よ和議條約の始末を記す参考すべし  
 然れども今一時は國風を變ぜんとすれど徒は權威を以て  
 民を劫制するまでの事よて却て人心を激し外國人を仇視  
 せしむるの患あり是れ實は處置し難きの第一あり希くそ  
 外國よても姑く之を寛恕し漸を以て其舊習を變せしむる  
 の處置ある松よ致し度との趣を談判せしは英國よてた外

國事務執政を初め一同よ尤の事ありと承引一既よ唐國在  
留のニストルへ其趣を遣てしる由あり

魯西亞帝アレキサンドル此節病氣の由報告あり

西班牙國も國亂益盛しして女王イサベルラ去年既よ國を  
去り佛蘭西の都よ寓居せり近頃其領地ふる亞墨利加州の  
キハ島も何と無く騒ぎ立ちしる由あり是も島の居民西班牙  
國の支配を離れて合衆國の部ふ入らんとする故あるべ

近來合衆國の政治文教益隆盛よて近國其化を慕ひ同盟  
よ加らんと乞ふ者少らざ然れども合衆國の政府よて

を漫よ境を廣むるを好まず民庶悉く一致して異議をき  
よ非れを聯邦の列よ入るを許さずと云ふ

此の如く人心騒ぎ立ち土兵も各銃を携へ所よ集まりし  
が或る日圖らざる事よて合衆國一人名を打殺せり合衆國  
のコンシル速よ書を贈り貴國よて我が國民を保護する事  
能わずんむ我國よりして保護の法を設くべしと嚴しく掛  
合よ及びしるもキハ島の役人大よ其不行届を謝し自今以  
後決して右松の事無き松よ取計ふ可しとの事よて先無事  
相濟しり ○西班牙國亂の事を明治月刊卷三よ詳ふり

○横濱新聞紙ヘラルドの譯

亞墨利加合衆國の大統領リンコルンを去る文久元年大統領とありしは舊來奴隸を賣買するの風習を天理に背きし事あるを以て是を禁ぜり然るは國內不服の者も少ららず終は全國南北二部に分れ數年の間大戦争とありしが北軍の勢次第は盛にして漸く平定に至らんとするに及びてリンコルンを怨める者芝居の役者も身をやつて慶應二年三月十九日即ち西曆四月十四日不意にピストルを以てリンコルンを打殺したり此事を世に遍く知る所ありリンコルン没後を副統領ジョンソン之に代り去明治元年の冬限満ちて職を辭しグラント代りて大統領とある此

グラントといふ人を北部の將帥にして戦争中屢勲功をあらわし大に人望を得たる人あり

叔リンコルンの寡婦を日耳曼<sup>ゼルマン</sup>に赴きフランクホルトと云ふ處に逗留せしが今も貯金も盡きて詮方無く一通の願書を合衆國の政府に差送りたり其略は曰我夫リンコルンを國家の爲め力を盡し終は非命に死せり今我依頼する所無く形影相弔り快くとして空く日を送るの際病苦隨て加ふる之を醫し謀れむ以大利國の如き暖地に往きて養生せざれど治し難しと云ふ然れとも囊中餘財も無く誰有りて我を助くる者無く枯魚復一勺の水を得難し願くは我夫の



第一號  
舊勲を追賞し告る所無き孀婦の窮厄を憐み賑恤を垂れ玉  
えど幸甚と云く此書今年正月本國に達し今の大統領これ  
を落手し議事堂より出るとるは何れも愍然と思ひ其請ふ所  
も尤ありと公議竟に一決し年々五千ドル宛を贈るべきは  
定まりし由

横濱までドルの相場大に騰貴し二分金の位急は下落し一  
時を二分金と一分銀との相場の間き一ドルは付て五匁許  
りも及びし近日漸く居り合ひドルも又少く下直し成  
り昨日今まで一分銀まで五十二匁位二分金まで五十四  
匁四五分の通用あり

中外新聞第二號

明治二年己巳三月十二日

東京出版

會津遺臣の住所

去年九月若松開城降伏の後會津の遺臣は扶助し相成居り  
者人數左の如し

二千余人

鹽川といふ所は在り

三千余人

猪苗代は在り

右を男子まで十五歳以上六十歳以下あり

三千余人

病院入 看病人共

右看病人の内は婦人も有之

一萬五千餘人

老幼婦女共

都合九二萬四千人

右此處置を今年二月下旬左の書付は渡り相成由

保科彈正忠

先般松平肥後家來共廣大の仁慈覆育の由處置を以て夫々  
は預けの相成は扶助方までも有之いと雖も親子夫妻各所  
より離散し歡喜を同くし疾苦相扶くる事能はず且生業の基  
きいも終り無由是以て律典の然らむる所もいへ共深  
くは不便ふを思召猶又格別の趣意を以て今般蝦夷  
地開拓に付其生産より依り各一家より安んじ永く徳澤を浴

いねを仰付の間此旨彼者共へ達し其内より強壯より  
て其業より可堪者相撰みいねに付し事

二月

軍務官

横濱新聞紙の譯

近來希臘國より兵備を嚴し土耳其國と戦争をふさんと  
の用意盛なり

按て希臘を昔時有名の大國かりしが其後滅亡して羅馬  
の版圖に入り羅馬衰へて後を土耳其の領地となり久し  
く藩屬より文政の末に至り希臘人土耳其より叛き連  
戦の後終り獨立國となれり今の王を連馬國の王子より

て文久三年即位す詳ある事を萬國新話卷三より出づ  
然るに希臘を全國の人口百三十萬より過ぎず兵卒の數平日  
を一萬より滿ちざることへ新に兵を募るとも土耳其の大軍と  
雌雄を争ふべきはあらず其斷然として兵端を開くとす  
るも蓋し暗に魯西亞ロシアの援を恃むるべし然れども此頃の  
風聞よては土耳其帝を決して戦を好まず太平無事を冀ひ  
敢て兵を出すの用意も無しと云ふ  
横濱港に於て去一千八百六十八年一ヶ年互市の物貨を積  
り見るに輸出の高を大九二千四百萬ドル輸入の高を一千  
六百萬ドルに過ぎず

○新聞紙出板願書の案

一 表題

右新聞紙出板免許奉願は且此條例之依を堅く相守可なり  
若刊行之上は尋等之依を私共兩人引受可なり存じ以上

片書

編輯人或編輯社長 姓名 印

支月日

住居町名家主

片書

藏板人 姓名 印

住居町名家主

右の通二通相認調印の上開成學校へ持參可致事

其後右願書へ免許の附札有之ハトゾ第一號ヲ載スル如キ  
條例ヨリ從ヒ出板の度毎ノ二部ツ、右學校へ納本可致事

○此度は取調ノ相成ハ處東京ニ在ル素讀指南并ノ手  
習師匠ノ人數左ノ通有之由

素讀指南 二十三人

弟子 男二百五十八人 女五人

男手習師匠 三百四十七人

女手習師匠 八十一人

弟子 男一萬〇二百三人

女一萬〇二百七十八人

巳三月

○外國人箱館より横濱ニ贈リ一書狀の譯

三月六日出板新聞紙ヘラルドニ出づ

一千八百六十九年第四月六日我二月廿五日於箱館認

此度佛國の軍艦<sup>ゴブレイ</sup>當港を出帆ニ付一封書を託す請

ふ心事を諒察せよ吾等日々 日本皇家の軍勢將ニ來らん

とするの報告を聞くニ依て皆居留地を立退く可き文度を

不す就中佛のコンソルモ既ニ家財をアルキス船ニ運輸せ

り然れども風聞まち／＼よりて一定せざるより出帆の

期限も未確定せず今朝軍船十五艘此港を出去れり是は由  
て吾等少く安堵の思ひをなす

去る金曜日即ち日本二月廿一日馬上にて來れる外國人有  
りて蒸氣船三艘來りし事を報知し且可成丈速に逃れ去る  
可しと云へり此三艘の船大洋を通行せし事を確實なれ共  
極遠距離の處に見えし故に軍艦にてありしや否を決し難  
し扱又數日前此地の長官より廻狀を出せり其文は外國人  
を都て砦の近邊に立寄る事勿れ此廻狀順達の後尚其邊へ  
近寄る者を脱走兵の銃の的とふるに均しうるべしと云へ  
り蓋し脱走兵を其近傍に來る者を都て間者の如く心得て  
直に銃殺するが故なり

守兵の數を増減を平均するに此節稍増しとる方あり但し  
數月を支ふる程の糧米は乏しき由あり佛國の吏人を只管  
此危難を避けん事を願ふ若し此海岸上は淹留せむ恐くも  
生命も所持の物品も共に保ち難うるべし英國蒸氣船一艘  
在留の英人を所置する爲めに近日到着すべき由あり  
嘗て脱走兵を奪えりし蒸氣船アムスト此港に來れり  
今便に爰に筆を閑く希くも後便に信報の寄贈あらん事を

○新聞紙タイムスの譯

去二月廿八日午後江戸海にて蒸氣船一隻破裂せり其船を

近頃日本政府へ賣れしヨキワニールと名くる船あり  
日本支那に在る英國兵隊の總督マジョールデニールブラ  
ンクル病死し第十番レジメントのコロ子ルノルマン之よ  
代りて兵隊を指揮す

今年正月十九日印度のボンバイに大火有り

英國よて今年兵額を減ずる事一萬一千二百名大半歩兵  
あり

佛國よりリュキセムブルグへ通ずる火輪車の鐵道破損せし  
よ依て佛の都パリよて其修復の評議あり

比利時國の太子リオポルド久しく病氣ありしに近頃平復  
せり

○新出書目

和蘭政典一冊 神田孝平譯

英國議事院談二冊 福澤諭吉譯

西洋旅案内外編一冊 吉田賢甫著

英吉利歩兵練兵七編一冊 一千八百六十七年式

上村又八譯 柳河春三校刻

新塾月誌 毎月出版 北門社藏板

痘瘡金針一冊 杉田玄菟譯 近日出來

蠶種説附通高雜誌合一冊 同前

開港以來養蠶の事益盛よりて横濱を初め其他開市場より於て蠶種紙と生糸とを輸出品の最第一なり是より因て若干の國益有りと雖も價の高下皆外國人の意より出て此方の商人利權を取る事能はず動もすれど産を破り業を喪ふ者少くならず是れ商人未外交より熟せず彼方へ持渡り商賣をふす時も莫大の國益とある事を知らざる由る故より此書初めを西洋養蠶の説を譯出し附録より海路の往來を始め渡海商賣の心得を詳し記して洩す事無く以て商家の智見を開き永久の利益を興さんとす四方の看官出るを俟ちて購求し玉ふべし

中外新聞第三號

明治二年己巳三月十六日

東京出版

勅書の寫

朕將より東臨し公卿群牧を會合し博く衆議を諮詢し國家治安の大基を建んとす抑制度律令を政治の本億兆の頼る所以て輕くし定む可らず今や公議所法則略既より定ると奏す宜く速し開局し局中禮法を貴び協和を旨とし心を公平に存し議を精確し期し專ら皇祖の遺典より基き人情時勢の宜し過し先後緩急の分を審み順次に細議し以て聞せよ朕親しく之を裁決せん

○已三月七日公議所より於て 御下問  
自諸侯至上士所置規則案

○第一

諸侯其持高の地を分割し末家と稱し

公然宗家の禄高を減し末家へ分割し別段判物を受る者  
歴然諸侯或も元旗下等一家格を立る者もし没籍の罪ある  
時を其秩禄 朝廷へ召揚の事

○第二

右等の者御一新後徳川家へ隸する向も亦其知行所  
朝廷へ召揚の事

○第三

諸藩藏米等差遣をし諸侯元旗下等建置に向を  
分割禄高の名有りと雖も實を宗家石高の中故國役重複  
相勤むる者

もし没籍の罪ありと雖も其秩禄を固より宗家石高の中故  
其分り差置只減籍とる可き事

○第四

但右等の向と雖も一家格を立る上を國役を務めずんた有  
べうらす因て其禄高の名寡に應し定額の通軍資金軍役  
等差出させし事



○第五

尤其本末都合よて事無くとも減籍いこり度向を願の上差許よ相成い事

右御下問之由規則案可否如何決議之趣可申上い事

己巳三月七日

議長

○六年以來輸出の生糸及び茶多少比例表

※パンガトと名くる新聞紙より抄出す

文久二壬戌第七月一日より文久三癸亥第六月三十日まで一ケ年の間○第七月一日も毎年半夏生の前日或を二日前ふり  
糸 二萬五千八百八十六苞

茶 六百廿二萬三千六百五十八斤

癸亥第七月より一ケ年の間

糸 一萬五千九百三十一苞

茶 四百六十八萬三千〇四十四斤

元治元甲子第七月より一ケ年の間

糸 一萬六千五百廿七苞

茶 五百廿三萬九千四百八十斤

慶應元乙丑第七月より一ケ年の間

絲 一萬一千五百八十六苞

茶 七百五十二萬四千五百六十一斤

慶應二丙寅第七月より一ケ年の間

絲 一萬三千五百五十四苞

茶 七百三十八萬九千六百六十四斤

慶應三丁卯第七月より一ケ年の間

絲 一萬二千三百〇六苞

茶 九百〇一萬一千九百六十八斤

右の内にて絲と英吉利へ持行く事最多く佛蘭西と此れ  
次ぎ米利堅<sup>アメリカ</sup>及ひ他邦へ出る分を甚少し茶を米利堅へ出  
る事最多く英吉利を次とす唐國へ行く分も少く有之  
案よ米利堅人左程茶を好みて多く自國よて用るよを

あらず矢張本國より英吉利へ送り其中間よて利を得  
るふり

去明治元戊辰第七月より今己巳二月下旬まで輸出の高左  
の如し

絲 英國へ 七千三百〇一苞

佛國へ 五千七百十八苞

米利堅へ 七百八十一苞

他の諸國へ 四十一苞

通計 一萬三千八百四十一苞

茶 米利堅へ 九百八十三萬七千八百五十六斤

英國へ

二十五萬二千九百九十二斤

唐國へ

千八百斤

通計

一千〇〇九萬二千六百四十八斤

○町觸の寫

一今般東京市中取締筋は改正は付是までの名主一同を廢し事

一は改正は付てを一般區別を立町々組合を相定め町用爲取扱は等は付組合の俵を追て

仰渡は間其旨相心得は右相觸べきもの也

巳三月

○唐國は鐵道を造らんとする事

横濱新聞より出

支那は留寓せる西洋の築造家某等火輪車の鐵道を造り大  
よ入は勝れたる業を創立せんと思ひ付たり是は用ふる火  
輪機關車及び二里の間の鐵道は要用ふる品物を買入る、  
よは二萬ポンドを費すべし○二里を我北九町半余より一  
一ポンドを大約四ドル八十セントなり故は此節の相場  
よは二萬ポンドを我八萬兩余よある

此鐵道を置く可き場所を天津の邊よは外國人は與へられ  
たる地方あり但し此處よは石炭及び日用の雜費を拂ふ  
程の金を得るよは足るべけれども速も利益を得るよは至る

まどと思はる此目論見を全く利を謀る爲よそ非ずして支那政府をして鐵道の何物たるを知らしめんが爲なるべし吾等思へらく此築造家も北京を距る事八十里の地は在る石炭坑を買ふを上策とす其石炭上好しして價甚賤し然れども天津よても馱馬ウキマの背よて之を運送する故は運輸の費用多く掛りて英國より送りたる石炭と其價大なる差毎るべし但し始めも此鐵道は火輪車を用ふる事無く馱を用ひて車を牽くしむるを佳とす是れ支那政府の嫌疑を避くるの良策あるべし然らずんば火輪車の奇を忌嫌するより終に鐵道をも廢するに至るの患あらん只彼石炭坑を若

し彼社中の手に入らそ莫大の利を得ん事必せり是れ其質の上好あると北京よて費す石炭の夥しき故あり

上海新聞の抄録

外國信報は法蘭西國フランスよりの消息あり蒲氏志氏孫氏三使臣法國の京城に在り法國ふて頗る愛重し時々博物院中へ誘引して着玩せしめ或は大花園中よて遊玩せしむ園内各國奇花異草を植る事あげて數ふべからず又奇禽異獸水中魚族の類を集めたる處は行き見物せしむ凡そ兇惡の猛獸を悉く欄内オウゴンに關トカして外より觀る松は設置せり欄中は極めて頑狡ある猿一匹有り此猿も外國種よて未だ嘗て唐國人

を見ざるよや使節に隨ひ一人の唐人何心無く欄内をのぞきよ猿を頭の髪を組糸の如くおしとるを珍くや思ひけん爪を髪に引掛けて欄中へ引入れけるよ此男肝を潰し呼べども叫べども離さざこそ大勢寄り集りて兎角すれども如何ともすべき松垂く困コウト果さるよ稍暫くありて野畜を取扱ひ馴さる外國人一人來りて彼猿を叱りければ始めて手を離しとり是れ地異よ畜異よ人も亦異ある故よ此の如き誤有りしあり能く考ふれば唐國の犬が西洋人を見て吠ゆると同ト理ありとて終よを笑柄と成よけり

○昨曉下谷三味線堀よ出火有り

中外新聞第四號

明治二年己巳三月廿二日  
東京出板

三月十三日佈告

大政更始以來舊弊一洗言路洞開上下貫徹少も壅蔽無之天下有志の者丹誠を竭し國家の爲よ忌憚無く建言致しよ付追よ採相成いへ共猶實効の不立廉く有之畢竟此旨趣貫徹不致有志の者撰擧よ相洩い哉と深く此煩念を爲在いよ付此度東京城よ於て待詔局被爲開い間有志の者草莽卑賤よ至ふまで此爲筋の俊早く建言可致篤と議論

相遂其所長を以て夫々其用可也 仰付は趣意は間向後  
潜伏隱遁鬱々其志を達せざる者有之いて至誠盡忠の素  
志は相悖りは間尚上下一致偏は盡力可致旨也 仰出は事

三月

行政官

○

今日七日

主上彌京都 也發輦相成は由は布告あり

○第三號は本月七日公議所の問題を載せたり依て十二日  
の問題并は議按をも聞見は任せて此新聞紙は載せんと欲  
せしが頃日公議所日誌出版可相成筈は評決の由は付重複

を憚りて筆を閣く

去る十六日蒸氣飛脚船をイ子、コスタリカ、グレイトレピュ  
グの三艘同日は横濱へ來着せり友人箕作貞一郎も此船  
便よて兵庫より歸着す

小石川西門内元陸軍所此度開成學校の添地とありたり是  
を博物館并はビブリヨテキー等を追々取建つる爲ありと  
云ふ

ビブリヨテキーを譯して書房とも書庫とも云ふ但し只  
書物を貯へ置くのみならず古今の書籍何よても類を以  
て聚め一々本箱或は棚よあらべ置き誰よても其の本を

一見—ときとら某の本は参考すべき事有りと云ふ時  
隨意に借覽を許し一見済むる後元の本箱へ納むるを  
り尤著述家を参考或は引證の爲に往きて觀る事を毎  
日よても苦しうらざ只一片紙とりとも場所より外へを  
持出す事を許さず是れ西洋ビブリョテキーの常例なり  
府縣各處に小學校を建て人才を教育ベすべき爲に其取建方  
取調に用 仰出さる

勤 王の勲勞を褒賞し玉をんが爲に先づ薩長兩藩へ西京  
より 勅使を遣はされたり

薩州よても兼て 朝廷へ建言せし如く封土を返上し 朝

裁を仰くの意一決せし此度 勅使下向し付其に逗留中  
に封土返上の實功を顯はさんとして國の執政を初め役名を  
改め薩州侯假し自ら知事となり郡縣の體裁に依て薩隅日  
三ヶ國の領地を區分する等至急の所置有之由右を風聞ふ  
れとも慥なる話なり

去る十日官兵七艘の軍船に乗して北方へ發向す

鐵造大船ストーンウールも出港の筈なりしが蒸氣機關  
損處あるよりて修復の爲に見合せし由横濱より來り  
し人の話なり

○新聞紙印行條例附録

- 一官板の新聞紙を開成學校の關する所はあらず
- 一各府縣にて出板の新聞紙を其府縣裁判所にて檢閲すべし
- 一外國人國字を以て出板する者と各地運上所にて之を監し毎事必ず裁判所へ報知すべし裁判所を皆新し定めたる條例を據て齟齬すべからず
- 一開成學校に於て専ら東京中出板の者を監す
- 一東京出板の新聞紙若し條例を背くものあるときを開成學校より之を東京府裁判所へ告げ同所より出板願人を糾問し罪を從て科斷す

三月

開成學校

○三月十三日出板横濱新聞へラルドの譯

一千八百六十九年第四月十二日即ち日本三月朔日箱館より出たる外國人の書翰を抄譯す原文甚長き故に其大要を摘て前後の文を略す

當地にてを人々皆非常の用意のみ心掛け居り何時事か始まりいと相分り難くいづれ近き内よを砲火を受けり故に鐵砲玉の的に成りし歟と安き心も無怯座に此手紙貴地へ相届きし頃を最早戦争相始まり可や哉と存し  
 ストーンワール船近日來着すべき由にて脱走兵を大に恐



怖いこゝ居い松子と相見えい夫故り度く物見の船を出い  
既と昨晩も蒸氣船二艘を出い港の近邊を乗り廻い若  
し軍船押寄せ來りいむ右の船必ず急し歸り來るべくい  
左いむ必ず大混雜し立至り可やと存い

逃走方とて追く砦を造營いこい只今戰士六千人程有  
之由承及い去あぐら布告の趣も有之龜田砦の邊へを更し  
立寄不やい故目撃不致い間慥なる事ぞ知れ不やい

リムル名女のの嘶して佛蘭西人五人逃走方と交り居て之  
を指揮し訓練を教へ語學をも教ふる由ふり其兵隊三分の  
一を佛蘭西の衣服其他を日本の衣服を着用いこい都て

逃走兵を外國人を敬重いこい由

何分不日と事起り可やと存い間此次の船便とて當地を明  
け立退き可やも難計い左いへを當分は文通も認兼可やい  
唯今當港と碇泊いこい船を榎本と屬い回陽蟠龍其外  
蒸氣船數艘有之英國の船とアルギス并アルビヨン而已  
し此處に近く英國軍艦到着可致との風聞と付只管相待居  
やい以上

○議院開局の日よめる歌

紀昭正

言擧せぬいよいへふりを今日よりを神えりせい此代と  
うへいつ

開議日恭呈議長公

小田村利衷

開局諮詢

聖敬崇、微員何以答

天衷、學該中外、想模大才聚

短長取捨公、各道藩籬除舊套、全州文物入新功、西洋機巧唐虞治、渾在葑菲采稿中、

○照心鏡說

宇都宮義綱述

西洋學藝の進歩日一日より新なり天星を測るる返照遠鏡あり折光遠鏡あり水中の物を視るる水鏡あり微細の物を視るる顯微鏡あり人の像を寫する寫真鏡あり醫師眼病を療する開眼器あり耳病を察する照耳器あり内臓の病を診する問病筭あり又嘗て和蘭人の著せる二百年後夢

物語といふ書を読せしは後來必ず家毎にアリミニウムと名くる銀色の金屬を以て常用の器什とふり或は金物とふりて鐵を代用し屋根を悉く玻璃を張り室中を火を假らざりて寒暖を平均するの装置を設け石炭を費さざりて船車を動かし其他種々無量の發明あるべしと云へり吾竊に考ふるは尚一步を進みさらむ人心の喜怒哀樂善惡邪正を照すべき鏡を發明すまじきものもあらず若し其鏡一たび世に出る事あらむ民は詐偽無く獄は冤枉無く垂拱無爲の治に至らん事疑ひ無し其時を光明正大の字を改めて透明正大と謂ふべきのみ只希くたことへ今日其鏡の發明あり

りと雖も照見せられて愧る事無き扱ふ有りときものかり

○ 桂氏家方金龍丸 大人小兒諸病よよ効能を能書よ詳あり

賣弘所 瀬戸物町 島屋左衛門

取次所 馬喰町四丁目 島屋六三郎

○ 頼山陽先生書 謁楠公墳詩 正面一枚摺

同 泊天草洋詩 同

中外新聞第五號 明治二己巳三月廿六日

東京出版

棚倉藩の檄文

凡人も天地の間の靈物よして元貴賤尊卑のある可き理あり故に各其大義名分を盡すも自然の定理然るよ我 皇國庶民の中よも大義名分よ目的を違ひ大よ事を誤るあり其故を封建よて世祿或も門閥等の弊あるよ因てかり然る處徳川政府大政返上以後萬機 御親裁の由隆時就而を 由誓文及び 由宸翰其外陸續の 由布令等を謹而奉敬承由

得を實よ公明盛大よして萬世不拔の大基礎茲よ於て可相  
立と仰望い如斯よい得と 皇國の人上下とを共よ國  
是を計りて 朝廷を補翼と人よる者の大義名分あり竊  
よ今日の事情を傳聞くよ薩長土其外諸藩よ於ても封土を  
を還して郡縣よ變ずるの論ありと或を此議決して封土人  
民共よを還を願ふの藩ありと又東京よ於ても要路よある  
諸侯の檄文を見るよ其盛大よ實よ感服の至極あり然る  
よ昨春來奥羽列藩の内大義よ反し 王師よ抗衡すと雖も  
至正至大の 仁徳を以て寛典よ處せられ猶藩屏よ加へ  
られ其 皇恩山嶽因て今後と藩々の國論一定して 一

新の由趣旨を體認を勿論一際之奮發ありて前日の罪を  
償ひ度と奥羽列藩の國論ある可し然れと關西有功よ冠と  
る諸藩すら封土を還の正論あるよ何ぞ奥羽諸藩よ於ても  
前日の罪あるを以て人よ先立て封土をを還し 由親裁の  
由趣旨を仰らざる可しや因て是非共封土を 天朝よを還  
して諸侯の名號を廢し藩臣一般よ朝臣と為し彼我の別を  
く共よ國是を議り 王事よ勤勞するを今日至急の大義名分  
あるべし故よ此議を決し 朝裁を仰んと微臣不肖を不顧  
我赤心を吐露す莫くも同志の諸君高議確定して此事を決  
し 由裁決を仰んことを

明治二年己二月

阿部基之助

外交方

安川文九郎

○近日横濱輸入輸出物品の景氣

三月中旬刊行オーストラリアランドメイル新聞より

輸入品○木綿糸も最善く賣るゝ方あり但し十六番より此  
四番までの品高賣多し

金巾も少しツ、賣買あり但し七斤の品あり

天鵞絨も随分買人多し

吳呂洋し絹吳呂も買人有り其外の織物も此節一向不  
景氣あり

金物類只釘は造るべき竿鐵の外尚ほ稀あり

綿も望人随分これあり○砂糖格別の事無し

米も景氣宜き方あり

輸出品の價の但いづれも一ピコル即ち百斤の價あり

生絲 九百五十ドルを最上の高價とし四百七十ドルを

極下品の價とす

茶 四十ドルより十六ドルまで

右此二品も上中下種々の品類ある故に一々擧ぐる事

能くず

刻こんぶ 五ドル七五より六ドル

板ふんぶ 三ドル一五より三ドル二五

すゝめ 一番口十二ドル 二番口十ドル

干海老 十五ドル

椎さけ 三十二ドルより三十三ドル

烟草 一番口十四ドル 二番口十ドルより十二ドル

三番口七ドルより九ドル

五信子 ヒドル半より八ドル

水蠟 ヲニドル

菜種 九ドルより十ドル

同油 千一ドル

樟腦 ルニドルより三ドル半

人參 一斤よ付一ドル三十セントより四ドル以上

て色く有之

Q

西洋駢方 一冊 黒澤孫四郎譯

外國錢譜 一冊 柳河春三著 中村善兵衛校 近刻

博物新編補遺 三冊 小幡篤次郎著 近刻

○外國新報

佛蘭西國を至て静謐なり近日北五フランクは當ふ金錢の新鑄あり金質を英國のソールズレインと同トく其一千分を純金九百十五分銅八十五分を合せたる者よして之をアンペリウルと名づく

西班牙女王を國に歸る事能はず依て佛蘭西の都より別殿を設け女王を貸す其入用一ヶ年一萬二千ポンドを拂ふべしと云ふ

西班牙よも國王を以て或説は葡萄牙今王ロウ井スの父なる故王ドンヘルヂナンドを迎へて假ふ王位を攝せしむべしとの風聞あり亞墨利加のモハ島を全く西班牙の手

を離れしる由

希臘と土耳其との不和を一旦先づ穩よ成とれとも未と此後の事知るべからず希臘王ゼオルジを諸事悉く魯西亞帝よ諮詢し其指麾を従ふと見えたり又魯西亞と奧地利との二帝を交際持し親密あり

羅馬の教王ピウス即位より今年既よ止四年よ成たり珍しき事あり羅馬の諺よ曰教王若し凡五年の位を保つ事あらば尼姑セントペートル寺を支配する事あらんと云へり蓋し初代の教王より今よ至るまで在位の年數七年よ過る者無し故よ此諺あるなり

○博物院の修及付建白書

國家の盛衰も人材の有無に關する故に人材一日も育せざる可からず今度 下政維新の際人材を育するを以て先とすべし然るに近年の弊政庠序學校の教へ天下に洽らざり或は至急を捨し、不急に走り其甚しきに至りては唯利是視是を以て人耳目有りて能く其耳目の用を備具する者稀なり今此人を驅て學に趨けしむ十數年の後を俟ちて始めて其人を得べし早く其人を育せんと欲せば實物を示すよ如くぞ臣等頃日辱く官園に藥草を培養するの 命を蒙れり因て謹て案するに藥草藥木素より培養すべし特に藥草藥

本のみならず普く 皇國の草木を聚め或は盆或は壇これに官園の中は貯へ廣く天下の人を教示せしむ則ち人材を育するの一端よりして西洋各國は所謂博物院に對し少くも愧無きは庶幾ならん此舉若し 印可を賜えば廣く都下の場師に謀り日ならずして成功を告げん且此餘日は聚め月を積て金石土鹽其他水陸兩間に生する鱗介羽毛をも網羅し其性質効用を考究せしむ所謂致知格物の實理よりして即ち人材を育するの基礎とも成る可き歟

小臣植村千之助等頓首謹言



上方よも激徒頗る多くして東京　此再幸を沮め奉るの議  
論ふとを起し其穩ふらざるより　此出輦は延引も成る  
べき由の報告ありトガ虚實詳ふらざりしは此度西京の確  
報本聞けり激徒の沸騰一時實は甚しうりしが吉井幸輔兵  
隊を分配して洛中を巡見し其手よて鎮靜十分は行届き今  
月七日は故障無く　此發輦は相成りしと云ふ  
官報公議所日誌　己三月より追々出來

中外新聞第六號

明治二年己巳三月晦日

東京出版

横濱新聞紙タイムスは曰去る十九日の夜佛蘭西人二名何  
の怨もなきは途中よて日本人の爲は襲われて疵を蒙りし  
り其一人も餘程重疵よて即今病院に在て療治中なり扱未  
罪人の召捕れしる嘶を聞かず左すれど捕押へ方行届らず  
して逃去りしるふらん

○三月十四日新潟より來れる北地新聞

長岡を越後府と成されども其舊領主の采地とありしよ

り近く新潟を越後府に改むべきとの噂あり然れども其布告を未だこれ無し此表貿易場を開らん為に毘沙門島の出崎に運上所を建んとす三軒茶屋と云所は關門を設くべし寺町通勝樂寺に英人四五人在留す

越後地方貨幣の位一定せず紙幣を正金の二割減して通用すべき旨を觸示せども兎角物價平ならず三月九日より昨今までの米相場并に貨幣の甲乙左の如し

正金一兩は付錢十貫四百文 錢を青錢文久錢共は山間の小村と雖も差支無く通用す

米一升價一分銀一朱銀慶應中吹立の二分金よて買へば錢五百五十文新吹二分金の上好ふる者よて六百文紙幣よて七百文の割かり錢よて買へば矢張五百五十文

新潟の西北平島村と云ふ地を信濃川の海に接する所あり此地を開鑿して河水を海に直立せしめんと計る者あり新潟の土人故障をふさん事を恐れしよや正月廿八日農民九一萬人許其地に至り急卒よ之を堀割らんとす新潟人即ち本府に愁訴す有司數人立出て鎮定せんとすれども能えざるを測り大聖寺の兵二小隊を假り大小砲銃を列ねて押出す農民恐れて悉く散亂す

同所の西寄居村の海邊砂丘に戊辰の役よ死亡せし官軍の

靈を祭り招魂場を設く其結構一町余四方に堤を築き桃櫻の類を植る三所に鳥居を建て高大なる石燈籠若干を置く是れ前知府の建る所なり

去月何者とも不知新發田城に在る軍務官の營中へ切入りたる者十人許ありて詰合の者數人死傷す其後新發田邊に關門を設け改め甚嚴重なる由

箱館を二月上旬までを無事よて諸色廉價なり油一升一貫五百文位米四斗入一俵價廿七匁位なり由

箱館の一夜に錢五百文ある他國と異なり

或説は二月廿三日より戦争始まれりと云ふ信偽未詳

○郡縣議

津田真一郎

宇内國體數種あれども概するに君民二政の過ぎず皇國及漢土よては君政の内唯封建郡縣の二体あるのみ古來此二政体よ就て紛々議論ありと雖も必竟所謂時勢の致す所よして元來是非得失有る事無し然れとも概して之を言へば封建と國初草昧の世に生じ郡縣を稍文明嚮化の秋に成れり漢土よては三代以上數百諸侯あり堯舜禹湯文武周公の聖と雖も勢之を奈何ともする事能はず秦皇六國を滅し四海を統一一始て封建を廢して郡縣の政を行ひしより爾來二千有餘年革命十數ありと雖も一も秦制を變更する者無

一是他あり所謂勢ありて且國內一和する為に便おれど  
り皇國太古國の國造あり縣は縣主あり恰も封建郡縣混  
合ありたる制に似たり中古以來漸く弊を生ぜり因りて  
天智天皇祖宗傳來の制を廢し改て隋唐郡縣の政を折衷し  
施し玉へり然るは西洋諸州は所謂封建ある者無し中世  
所謂籍土の制有り是を之を假す者ありて之を與ふる者  
あらず然れども沿襲の久しき假て返さず之を封する者と  
異なる事無し其弊や王を侯を滅さんと欲し侯を王に抗せ  
んと欲し攻亂相尋ぐ事數百年の後王能く諸侯を滅して國  
内を一統したる者を法朗西王國フランス是あり諸侯漸く強大自立

して國を建する者も日耳曼列國ゼルマン是あり我天智の大變革  
を為すに當りて曾て寸兵を用ふる事無かりき豈其處置極  
めて宜を得たるが故に非ずや保平以來政權武門に遷り形  
勢一變漸く復封建の姿に及びたり然るは目今天皇御復  
政に當りて更は郡縣に復すべき議論起れりと聞く今海内  
は二百七十諸侯あり之を變じて郡縣とするは於て勢果し  
て行える可き者なりや否や曰其處置宜を得れむ刃はチヌ衅ら  
ずして行える事猶天智の時の如くあるべし夫天智  
の國造を廢するや大抵其人を郡の大少領とせり今數百諸  
侯百萬陪臣を何の地に置くべきや曰封縣を變じて郡縣と

するを斷して 天皇の獨國權を私一玉ふべき為にあらず  
 正よ 皇國をして唯一君の國とふ一闔國一和、愈滋富強開  
 化を増殖し上 天子諸侯より下、陪臣陪々臣庶人に至る迄  
 各其所を得せしむるに在り故よ今封建を變じて郡縣と爲  
 んと欲するよを先 天皇の歳俸を定め 天皇の絶て其間  
 よ私一玉をざる事を天下よ明示すべし而して後よ諸侯陪  
 臣陪々臣の歳俸を定めて人々其所を安する事を得る事を  
 知らしむべし而て天下皆郡縣とふりし上を四海唯一君よ  
 して餘を陪臣も陪々臣も皆朝臣なり之を除て外よ君臣の  
 名義ある事無し但從來諸侯許多の從僕を召遣ひ來りし者

頓よ之よ離れおむ差支も有るべけれど朝臣の内より雇士  
 として召遣ふ事を勝手次第ある事よ定めらるべし蓋し是  
 を百姓町人の召遣と同ト振合ふり扱身分を諸侯を矢張貴  
 族よて公家よ同く大藩を位三公以上、中藩を大中納言、小藩  
 を四位乃至三位よ至るべし以下、中大夫、上中下士、各差等よ  
 従ふべし而て歳俸を極て公平尤人情よ叶ふを要す今試よ  
 其比例を立る事左の如し猶衆議輿論を盡して加減宜きよ  
 従ひ務て人情よ適するを要すべし

御歳俸

一天皇

金四十萬兩

宮中并又後宮諸費宮部官員の俸金等皆此内より籠れ  
りと知るべし

一皇太子

御幼年の間金五萬兩

御加冠の後金十萬兩

一太上天皇

金十萬兩

諸臣歳俸割

一高百萬石以上又一萬石より付金千兩の割

一高七十萬石以上又同 金千百兩の割

一六十萬石以上 同 金千二百兩の割

一五十萬石以上 同 金千三百兩の割

一四十萬石以上 同 金千四百兩の割

一三十萬石以上 同 金千五百兩の割

一廿萬石以上 同 金千六百兩の割

一十五萬石以上 同 金千七百兩の割

一十二萬石以上 同 金千八百兩の割

一十一萬石以上 同 金千九百兩の割

一十萬石以上 同 金二千兩の割

一九萬石以上 同 金二千百兩の割

一八萬石以上 同 金二千二百兩の割

一七萬石以上 同 金二千三百兩の割

一六萬石以上 同 金二千四百兩の割

一 五万石以上	同	金二千五百兩の割
一 四万石以上	同	金二千六百兩の割
一 三万石以上	同	金二千七百兩の割
一 二万石以上	同	金二千八百兩の割
一 一万五千石以上	同	金二千九百兩の割
一 壹万石以上	同	金三千兩の割
一 九千石以上 <small>千石<small>子</small>付</small>	同	金三千兩の割
一 八千石以上	同	金三百十兩の割
一 七千石以上	同	金三百廿五兩の割
一 五千石以上	同	金三百四十兩の割
一 四千石以上	同	金三百六十兩の割
一 三千石以上	同	金三百八十兩の割

一 二千石以上	同	金四百兩の割
一 千五百石以上	同	金四百三十兩の割
一 千二百石以上	同	金四百五十兩の割
一 千石以上	同	金四百八十兩の割
一 九百石以上 <small>百石<small>二</small>付</small>	同	金五十兩の割
一 八百石以上	同	金五十五兩の割
一 七百石以上	同	金六十兩の割
一 六百石以上	同	金六十五兩の割
一 五百石以上	同	金七十兩の割
一 四百石以上	同	金七十五兩の割
一 三百石以上	同	金八十兩の割
一 二百五十石以上	同	金九十兩の割

一 二百石以上	同	金百兩の割
一 百五十石以上	同	金百十五兩の割
一 百廿石以上	同	金百四十兩の割
一 百石以上	同	金百六十兩の割
一 五十石以上	十石以下	金二十兩の割
一 五十石以下		大抵舊禄を金に直し可き下事

右其大略あり而して表高十方石以下して内実十二方石乃至十三方石收納有之諸侯ハ十二方石乃至十三方石と一又或ハ表高三百石以下して内実百五十俵以下と百五十石として之を論ずべし但俵取の分と皆石取と同じ比例に従ふべし

明治二年己巳三月  
官准

柳河氏藏板

大坂心齋橋南一丁目

秋田屋市兵衛

發行

東京本町四丁目

一川屋 櫻



